「事業者版スマートライフ宣言」事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止を図り、県民の皆様の「安全で安心な暮らし」につなげるため、「新しい生活様式・スマートライフ」を実践している事業者の取組を「見える化」することを目的として実施する、事業者版スマートライフ宣言の事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施内容）

第２条　事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生ずる影響を考慮し、当該感染拡大を防止するため、その事業の実施に関し、事業者版スマートライフ宣言（様式第１号）を施設の入口等利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

２　事業者は事業者版スマートライフ宣言を掲示する際、重点的に取り組んでいる事項並びに店舗及び施設名を記入するものとする。

（その他）

第３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１６日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

とくしまスマートライフ宣言！

当施設では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいます

3密（密閉、密集、密接）の徹底的な**回避**に努めます

日常的に**感染防止**を心がけます

施設・設備の**安全を確保**します

特に次の取組に力を入れています！

-
-
-
-
-

感染防止のため、皆様のご協力をお願いします

施設名：